

都道府県協議会の運営演習

講義・演習



1

構成

- 1 第二期計画における都道府県協議会についてのおさらい
 - (1) 都道府県の役割
 - (2) 第二期計画における協議会の内容
- 2 都道府県協議会の具体的な取組み紹介
- 3 演習 考えてみましょう その1
演習 考えてみましょう その2

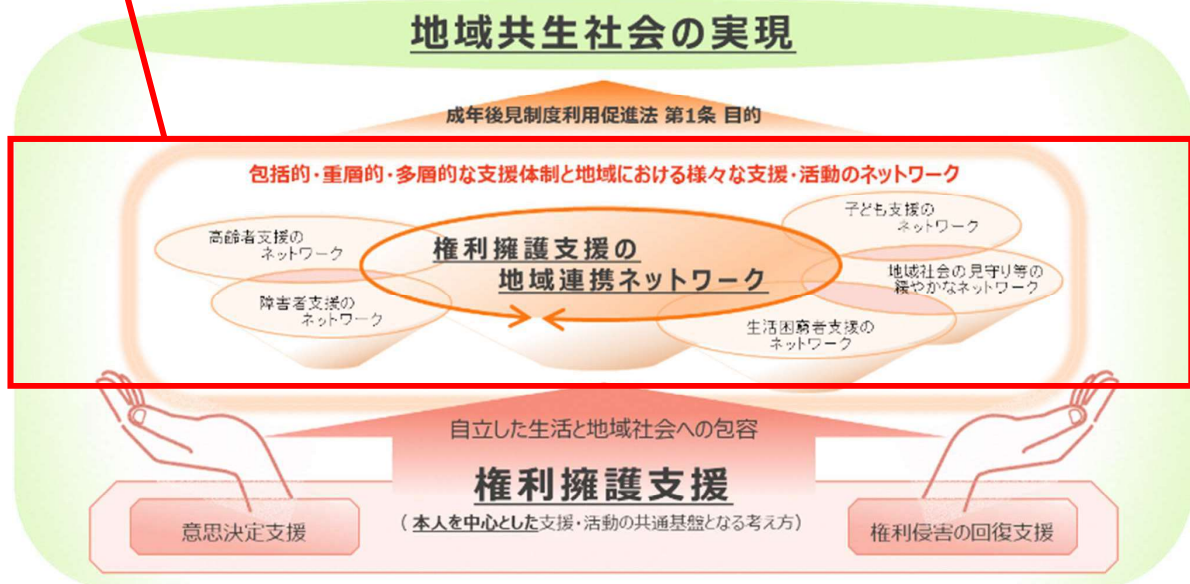
2

都道府県アドバイザーのイメージ

体制整備担当

権利擁護支援の地域連携ネットワークが、地域におけるさまざまな支援・活動のネットワークと重なり合っ、地域共生社会の実現を目指して構築されるよう、地域の実情に合わせたネットワーク構築に関するアドバイザー

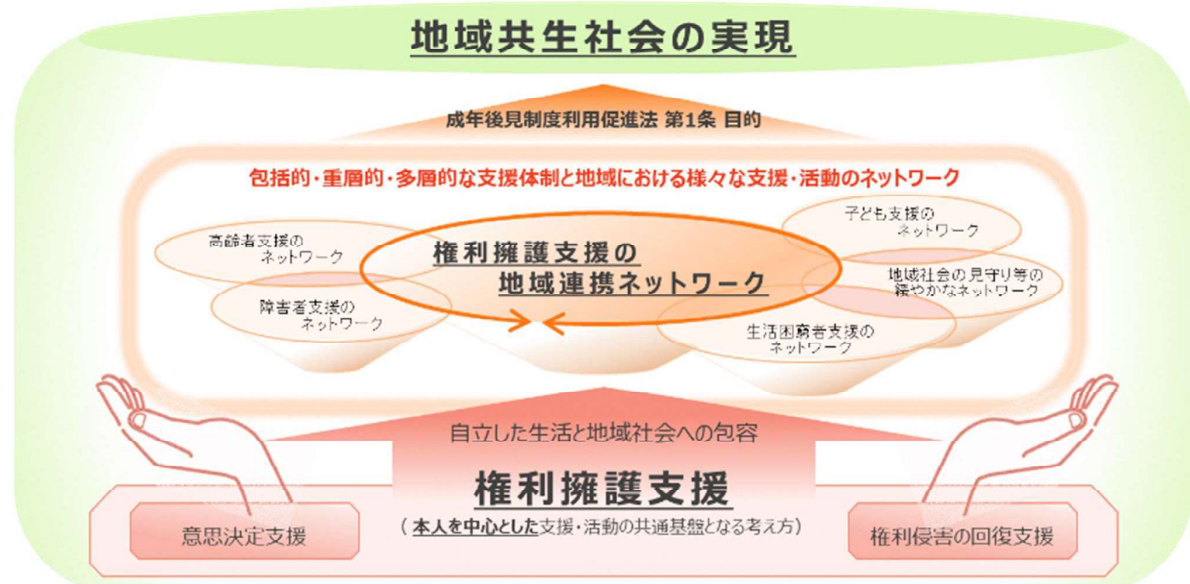
地域の実情に応じた
地域連携ネットワークづくりのために



都道府県職員にお願いしたいこと

- 市町村のネットワークの構築を支援するだけでなく、都道府県も多層的なネットワークの構築をしていただきたい。
- それぞれのアドバイザーの必要性を理解し、市町村からの相談に応じる窓口を設置していただきたい。
- 入ってくる相談内容を理解し、多層的ネットワーク構築や担い手の育成等、都道府県としての取組の企画に役立てていただきたい。

ともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築していく



1

第二期計画における都道府県協議会についてのおさらい

(1) 都道府県の役割

(2) 第二期計画における協議会の内容



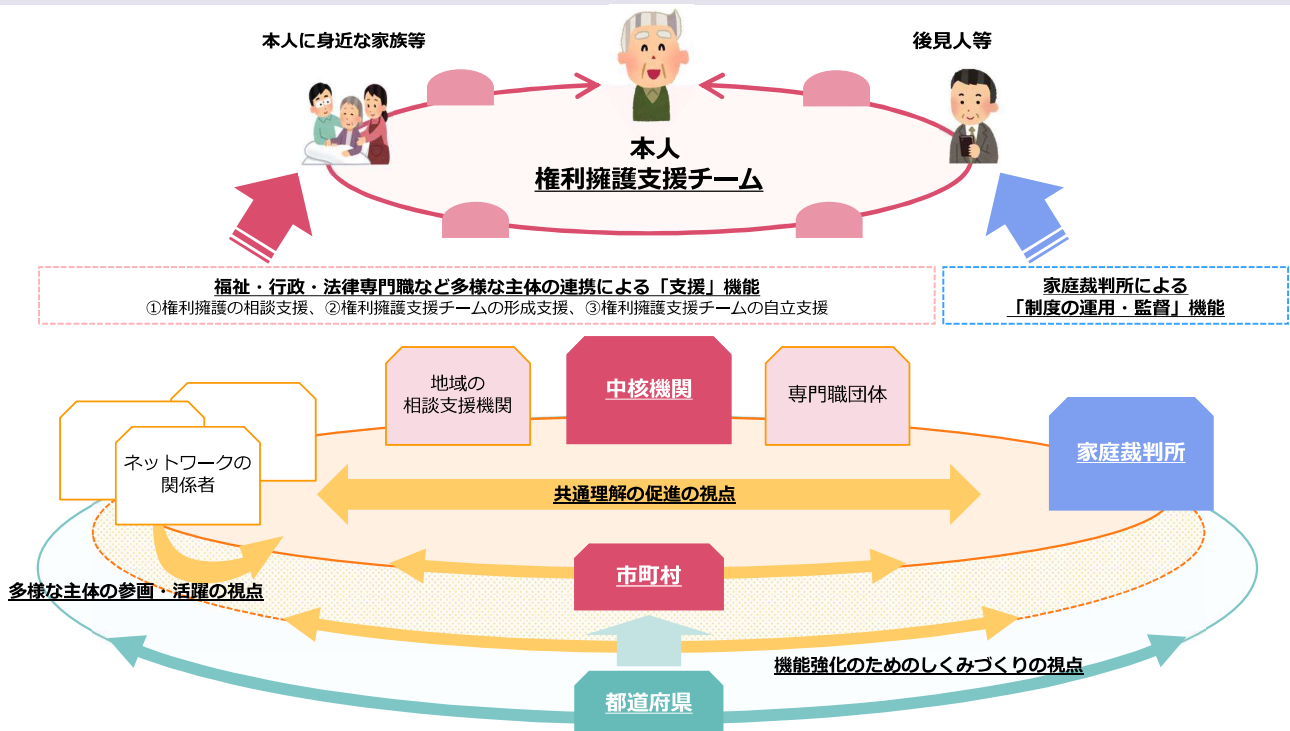
ひと、くらし、みらいのために



権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



都道府県が取り組む法的根拠と第二期計画での役割

○ 地方自治法 第1条の2

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うものとする。

○ 老人福祉法第32条の2 第2項、知的障害者福祉法第28条の2 第2項、精神保健福祉法第51条の11の3 第2項

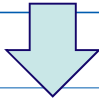
都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

○ 高齢者虐待防止法第28条 障害者虐待防止法第44条

虐待の防止並びに虐待を受けた高齢者・障害者の対応／財産上の不当取引による高齢者・障害者の被害の防止及び救済
国及び地方公共団体は・・・成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

○ 成年後見制度利用促進法 第15条

都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。



○ 第二期成年後見制度利用促進基本計画 p.61

都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネット ワークづくりの役割を主導的に果たす。

重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

	KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況 (R4.4時点)
優先して取り組む事項 ※3	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット、ポスターなどによる制度の周知		関係機関等による周知の継続		任意後見制度の周知・広報 1,031 / 1,741市町村 50 / 50法務局・地方法務局 (R5.2時点) 286 / 286公証役場 (R5.2時点)
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成の方針の策定		都道府県による担い手の継続的な確保・育成等		担い手の育成の方針の策定 2 / 47都道府県 市民後見人養成研修の実施 15 / 47都道府県 法人後見実施のための研修の実施 18 / 47都道府県
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施	・全47都道府県	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施		都道府県による研修の継続実施		市町村長申立てに関する研修の実施 30 / 47都道府県 成年後見制度利用支援事業の要綱等の見直し 高齢者関係 申立費用636 / 1,741市町村 報酬 746 / 1,741市町村 障害者関係 申立費用632 / 1,741市町村 報酬 730 / 1,741市町村
	成年後見制度利用支援事業の推進	・全1,741市町村	全国で適切に実施する方策の検討 市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施		市町村による実施		
	権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定、必要な見直し		策定状況等のフォローアップ		市町村による計画策定、必要な見直し 1,094 / 1,741市町村
	都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置		都道府県による協議会の継続的な運営		都道府県による協議会設置 19 / 47都道府県

重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況
討 等 見 制 度 等 の 見 直 し に 向 け た し の 検 査	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討				—	—
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討、左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討				—	—
権 利 擁 護 支 援 の 機 能 強 化	意思決定支援の浸透	—	都道府県による意思決定支援研修の実施				都道府県による研修の継続実施	意思決定支援研修の実施 16 / 47都道府県
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	・全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施				都道府県による研修の継続実施	
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発				—	
	・基本的考え方の整理と普及	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成				保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発	
権 利 擁 護 支 援 の 機 能 強 化	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応				—	—
	・柔軟な後見人等の交代の推進（苦情対応を含む）	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討				成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討	
	・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—	地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討					
権 利 擁 護 支 援 の 機 能 強 化	不正防止の徹底と利用しやすさの調和	—	後見制度支援信託・支援預貯金の普及				—	—
	・後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討					
地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク づ く り	地域連携ネットワークづくり	—	市町村による制度や相談窓口の周知				市町村による周知の継続	制度や相談窓口の周知 1,471 / 1,741市町村
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知				市町村による周知の継続	
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備				市町村による中核機関の運営	中核機関の整備 935 / 1,741市町村
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	中核機関のコーディネート機能の強化				—	
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の委任者調整の協議の実施				—	
	・包括的・多層的な支援体制の構築	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築				—	
		—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等				権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重要事項の効果的な取組方策の検討	

都道府県による具体的取組

- 都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。
- 国は、都道府県の機能強化が図られるよう、各都道府県の取組の進捗状況を踏まえた情報提供や支援等を行うほか、都道府県職員向け研修の拡充、都道府県で権利擁護支援や体制整備支援等を行う専門アドバイザーの養成、国が把握した好事例の共有などを行う。

都道府県の具体的取組

- 都道府県による協議会の設置（多層的）
- 担い手の確保・育成
- 専門アドバイザーを活用した相談窓口の設置
- 市町村等の体制整備支援
 - ・継続的な研修の実施
 - ・実態把握等
 - ・情報提供
 - ・課題に応じた支援・調整
- 市町村・中核機関を含めた継続的な資質の向上
 - ・市町村長申立て研修の実施
 - ・意思決定支援研修の実施
 等
- 取組方針の策定



都道府県による取組方針の策定

- 都道府県は「多層的」な地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。
- 地域連携ネットワークの機能は、多様な分野・主体の参画と連携・協力によって効果的に機能するものであり、そのための体制を整備して、持続可能な運営をしていくためには、段階的・計画的に取組を進めることが重要。
- 地域連携ネットワークづくりの主体である市町村・都道府県は、地域の実情を踏まえた上で、この内容を段階的・計画的に取り組むための方針（以下「取組方針」という。）を示す必要がある。なお、既に取組方針を策定している場合には、方針改定の際に、第二期計画の趣旨を盛り込むことが求められる。

盛り込むことが望ましい内容

基本

<目的>
地域共生社会の実現に向け、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること

<目標>
権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

<具体的内容>
・ 都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針
・ 担い手の確保の方針
・ 市町村に対する体制整備支援の方針

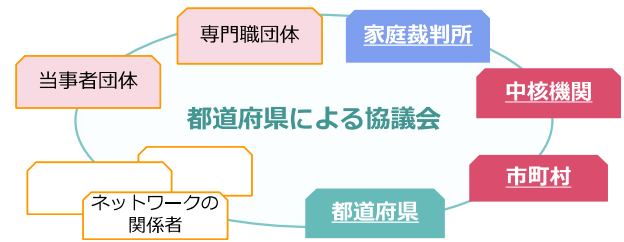
できれば

・ 市町村等が対応する支援困難事案等に対して、その内容を把握した上で、各分野の専門職が総合的に相談対応を行うしくみづくりの方針

策定方法

まずは

都道府県協議会で協議した内容を簡潔に整理



できれば

既存の法定計画に取組方針を盛り込む

例) 都道府県地域福祉支援計画など

中核機関の整備や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに活用できる財源のイメージ (令和5年度予算)

中核機関

権利擁護支援におけるオンラインの活用
● 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

権利擁護支援・意思決定支援についての理解の浸透
● 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

成年後見制度の広報・啓発

<高齢者>
○ 成年後見制度利用支援事業 (地域支援事業交付金)
<障害者>
○ 成年後見制度普及啓発事業 (地域生活支援事業費等補助金)

市民後見人の育成・活躍支援

○ 権利擁護人材育成事業 (地域医療介護総合確保基金)

法人後見の担い手の育成

○ 法人後見支援事業 (地域生活支援事業費等補助金)

地域連携ネットワークの支援機能に対する中核機関のコーディネート機能強化

● 中核機関コーディネート機能強化事業 (成年後見制度利用促進体制整備推進事業)
…①調整体制の強化 (アウトリーチ、有資格者配置等)、②受任者調整の仕組み化、③広域連携の実施

中核機関整備・運営、市町村計画の策定 ○ 地方交付税措置

市町村

中核機関の立ち上げ
● 中核機関立ち上げ支援事業 (成年後見制度利用促進体制整備推進事業)
…立ち上げに向けた検討会の実施、先進地の視察等

権利擁護支援の新たな連携・協力のしくみづくり
● 持続可能な権利擁護支援モデル事業

都道府県

権利擁護支援におけるオンラインの活用
● 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

意思決定支援研修の実施
● 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

市民後見人の育成等
○ 権利擁護人材育成事業 (地域医療介護総合確保基金)

法人後見養成のための研修
○ 法人後見養成研修事業 (地域生活支援事業費等補助金)

都道府県による市町村支援、都道府県単位の地域連携ネットワークづくり
● 都道府県による市町村支援機能強化事業 (成年後見制度利用促進体制整備推進事業)
【必須】 ①都道府県協議会の開催、②市町村・中核機関等職員向け研修の実施
【加算】 ①体制整備アドバイザー配置・派遣、②相談窓口の設置と専門的支援アドバイザーの配置・派遣

権利擁護支援の新たな連携・協力のしくみづくり
● 持続可能な権利擁護支援モデル事業

※ ●は生活困窮者就労準備支援事業等補助金の事業。

市町村による協議会

- 各地域において、専門職団体や当事者団体等を含む関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組み。
- 成年後見制度が、尊厳のある本人らしい生活の継続を支援し、地域社会への参加を図るものとして利用されるようにするため、協議会の運営を通じて、多様な主体が理念を共有し、それぞれの役割を発揮しながら連携・協力していく関係を推進する。
- 成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるよう、協議の場を設ける。

都道府県による協議会

- 家庭裁判所や専門職団体は都道府県単位など広域で設置されていること、担い手確保などの広域的課題への取組の必要性、家庭裁判所との連携が難しい市町村や、人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村に対する支援の必要性に対応するため、都道府県にも協議会を設置する必要がある。

第二期計画における市町村による協議会

a 権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」の検討・協議

個別事案対応における3つの場面

(成年後見制度利用前、成年後見制度の利用の開始まで、後見人選任後)において「権利擁護の相談支援機能」(旧相談機能)、「権利擁護支援チームの形成支援機能」(旧利用促進機能の受任者調整)、「権利擁護支援チームの自立支援機能」(旧後見人支援機能)の「支援」の検討・協議を行う場。3つの検討の場を設定しなければならない訳ではなく、地域の実情に応じて柔軟に設定。

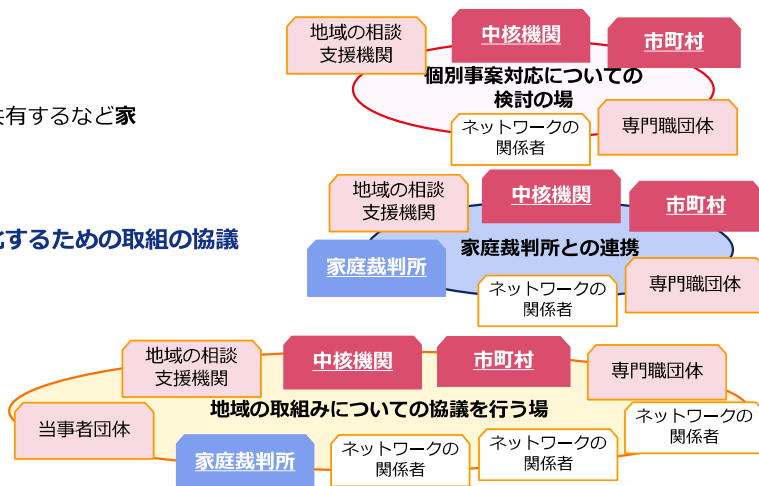
三種類必要ということではない。一つに合わせて開催が可能
また、必要な場合に臨時開催など、地域の実情に応じて実施

b 家庭裁判所との連携

模擬事例の検討等により受任イメージを共有するなど家庭裁判所との間での相互理解を図る場。

c 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の協議

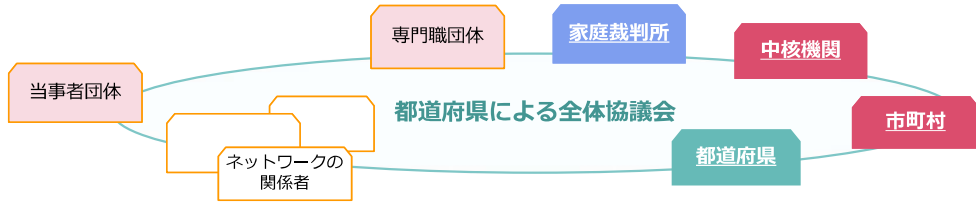
個別事案対応における支援機能を強化するため、「共通理解の促進」「多様な主体の参画・活躍」「機能強化のためのしくみづくり」の視点で地域課題への取組について協議する場。既存の仕組みを活用できる。



第二期計画における都道府県による協議会

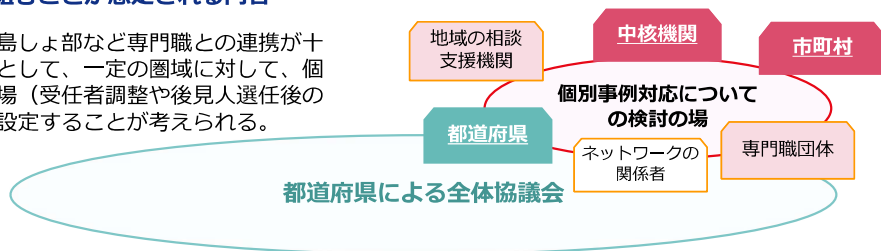
全体協議会で取り組むことが想定される内容

- ・ 担い手を確保・育成するための方針策定
- ・ 管内市町村の体制整備の取組を進めるための具体的支援策の検討
- ・ 市町村、中核機関や法人後見実施団体等、交流の機会の支援



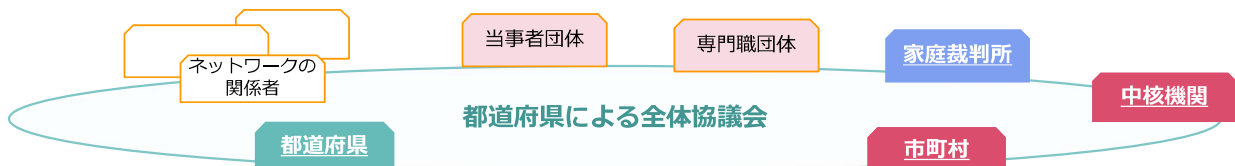
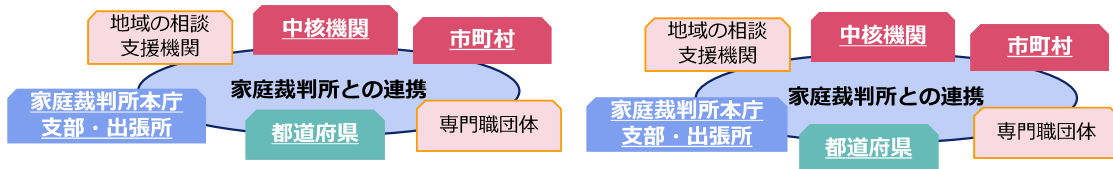
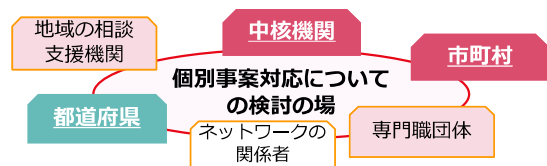
圏域単位での協議会で取り組むことが想定される内容

人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村に対する支援として、一定の圏域に対して、個別事案対応についての検討の場（受任者調整や後見人選任後の支援困難事例の検討など）を設定することが考えられる。

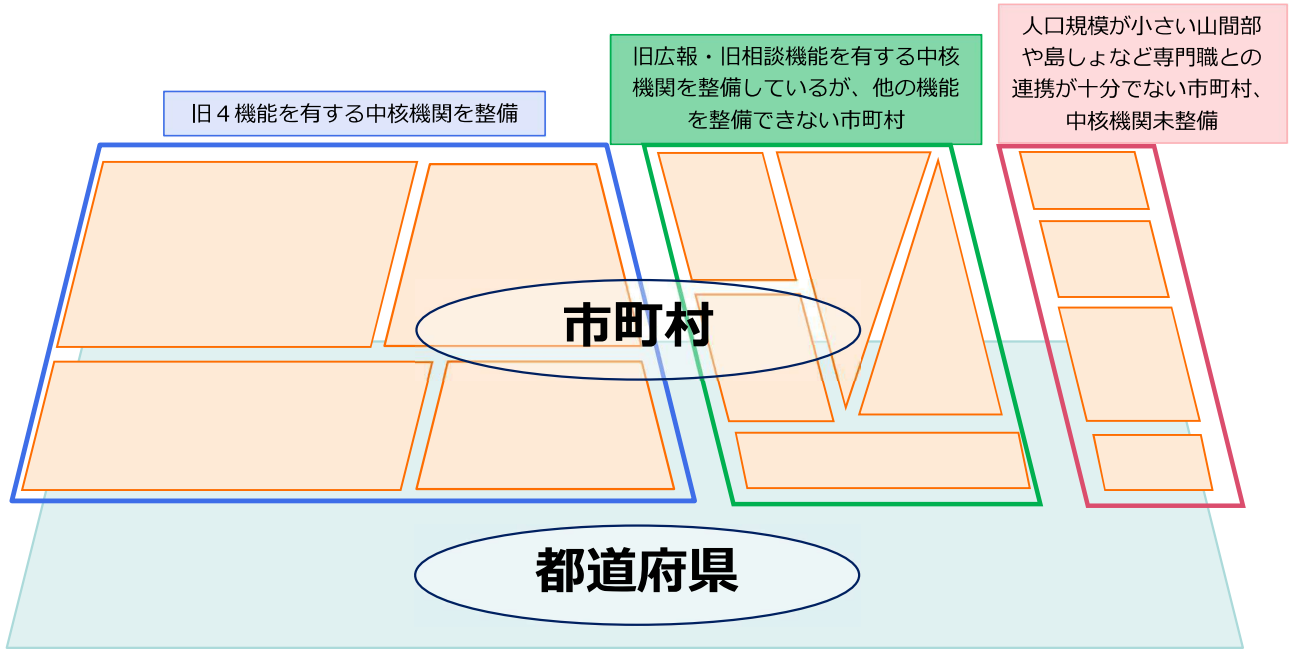


都道府県による「多層的」支援体制のイメージ例

都道府県が、目的に合わせて、圏域設定をしたり、協議会出席メンバーを変えるなど、多層的にネットワークを構築していくことが想定される。



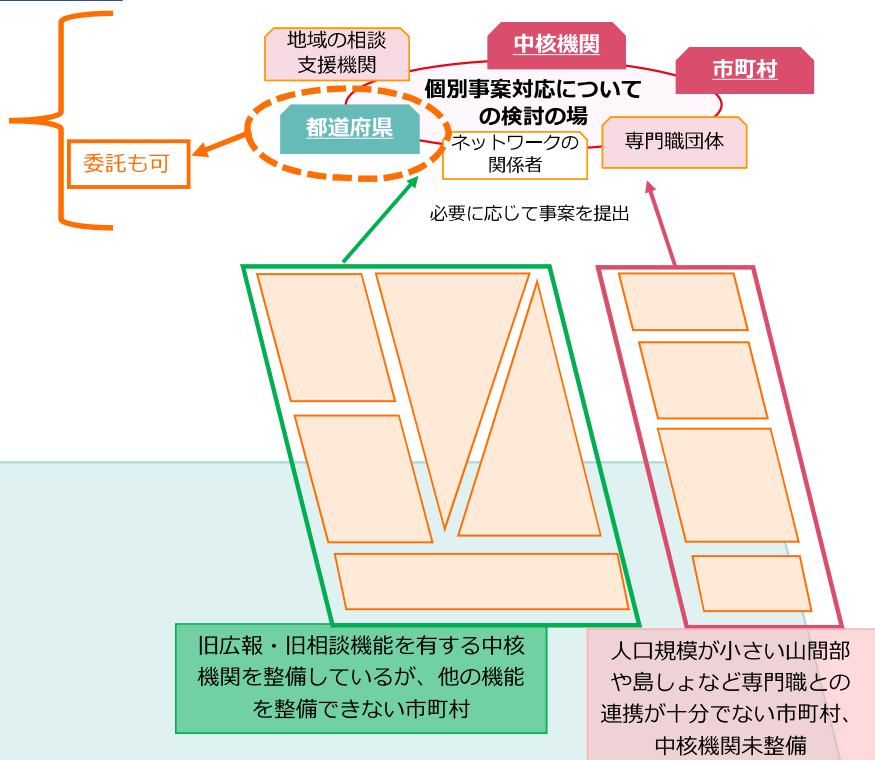
都道府県の協議会活用イメージ（全体）



都道府県の協議会活用イメージ（具体例①）

圏域単位での協議会 (受任者調整・後見人支援)

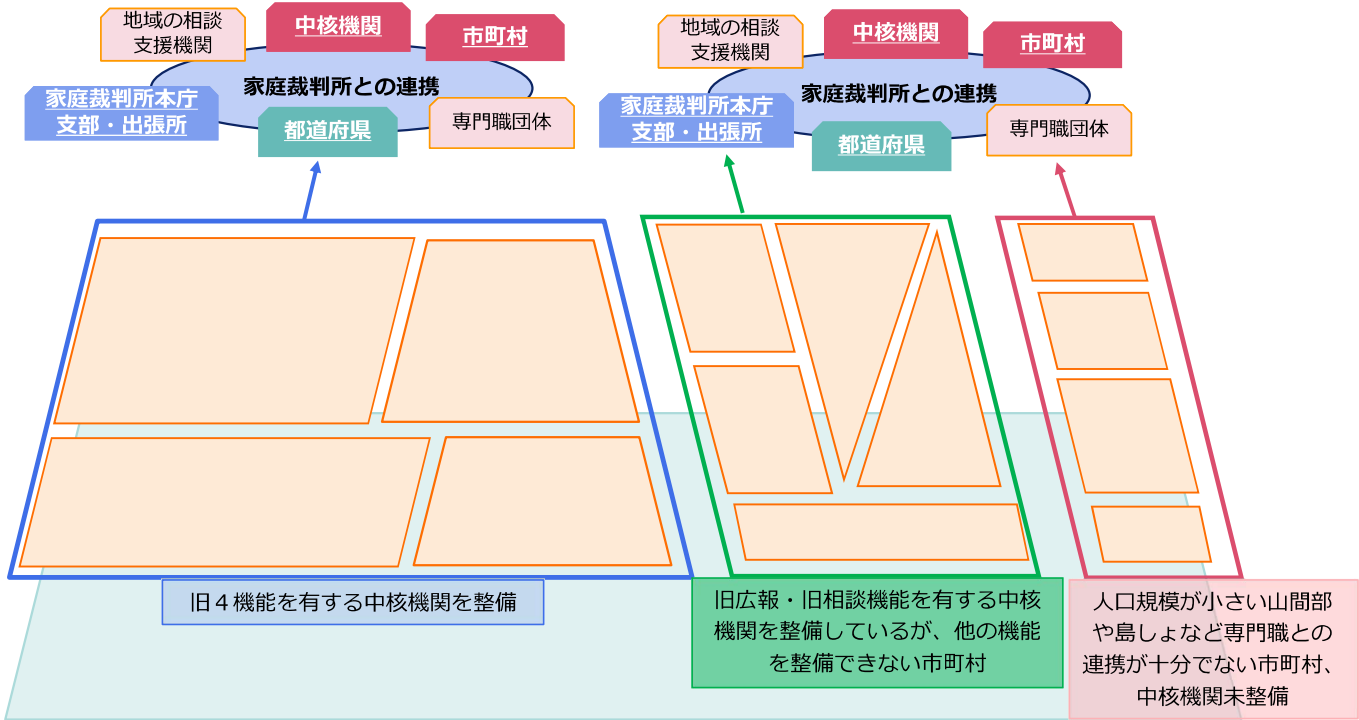
都道府県が、旧受任者調整、旧後見人支援についての個別事案対応についての協議の場を設定することで、機能拡大が進む。
中核機関未整備の市町村も、中核機関を整備しやすくなる。



都道府県の協議会活用イメージ（具体例②）

圏域単位での協議会 （裁判所等との連携）

都道府県が、家庭裁判所の支部・出張所をまじえて、相互交流を図る場を設定することも考えられる。



都道府県協議会の具体的な取り組み紹介



・人口約106万人
・面積約7,735km²

宮崎県の協議会 (全体協議会を実施している例)

※自治体概要 ・高齢化率32.6% (R3.10.1) ・中核機関整備率84.6% (R4.4.1)
・中核機関整備済+整備見込みあり100% (R5.3.31)

県が主催している協議会の概要

成年後見制度普及検討連絡会議

- 開催頻度:年1回
- メンバー :23団体(うち県・市町村6団体)
専門職(弁護士、社会福祉士等)、当事者団体、地域包括センター、大学、家庭裁判所、市町村等
- 内容 :県内における成年後見制度の概況及び中核機関の取組状況の共有、意見交換
- 方法(オンライン、集合など):集合
- 都道府県として行った準備・用意した資料:県内の成年後見制度の概況、成年後見制度利用促進基本計画
- 会議を実施する際に行っている工夫:可能な限り、会議の出席者全員に発言してもらう。

21

・人口約90万人
・面積約4,725 km²

和歌山県の協議会① (圏域別を実施している例)

※自治体概要(4月1日現在) ・高齢化率33.3% ・中核機関整備率33% ・中核機関整備済+整備見込みあり47%

個別協議会 1

圏域別意見交換会 (R1~)

- 開催頻度 各圏域年1~2回
- メンバー 市町村、市町村社会福祉協議会、専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士)、県社会福祉協議会
管轄家庭裁判所(オブザーバー参加)
- 検討内容 (意見交換)情報交換、圏域での中核機関設置、専門職との関わり方、中核機関の設置及び設置による波及効果の論理的考察
(講義) 先進事例の紹介、圏域における成年後見制度のニーズ及び利用状況(模擬事例)権利擁護線を行う場面における「支援」の模擬検討・協議
- 方法 7圏域に分けた集合形式
- 都道府県として行った準備・用意した資料
・圏域における制度のニーズ推計
・福祉サービス利用援助事業の利用状況
・法人後見の取組状況
- 会議を実施する際に行っている工夫
・市町村と専門職の関わりを深めるためR2より専門職に参加を依頼。
・圏域での中核機関設置に向けて市町村が独自で意見交換の場を設定できるよう促している。

22

・人口約90万人
・面積約4,725 km²

和歌山県の協議会② (人口規模別を実施している例)

※自治体概要(4月1日現在) ・高齢化率33.3% ・中核機関整備率33% ・中核機関整備済+整備見込みあり47%

個別協議会 2

人口規模別意見交換会 (R3)

- 開催頻度 年1回
- メンバー 市町村、市町村社会福祉協議会、専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士)、県社会福祉協議会、管轄家庭裁判所(オブザーバー)
- 検討内容 (意見交換)各市町村の情報共有、未整備自治体より整備済自治体・専門職・家庭裁判所へ質問(講義)福祉サービス利用援助事業から成年後見制度への移行について、二期計画について
- 方法 人口2万人以上・2万人未満に分けたオンライン形式
- 都道府県として行った準備・用意した資料
 - ・事前に市町村及び市町村社協に対し質問や課題の調査を実施
 - ・調査内容については事前に専門職等に共有し、質問項目については専門職及び家庭裁判所から後日文書にて回答を得て、市町村及び市町村社協に提供した。
- 会議を実施する際に行っている工夫
 - ・各会で中核機関整備済自治体及び専門職のファシリテーターを配置。
 - ・全市町村が1度は発言する機会を設けた。
 - ・中核機関整備後の市町村のメリットを共有。

23

・人口約878万人
・面積約1905 km²

大阪府の協議会① (全体協議会と個別協議会をタイプ別を実施している例)

※自治体概要(4月1日現在) ・高齢化率27.0% ・中核機関整備率30% ・中核機関整備済+整備見込みあり39%

全体協議会

大阪府成年後見制度利用促進研究会 (R1~)

- 開催頻度 年1~3回
- メンバー ~R3 職能団体(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、税理士会)
大阪府社協、市町村、市町村社協
(オブザーバー)家庭裁判所
- R4~ 職能団体(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、税理士会)
大阪府社協、当事者団体(認知症、知的障がい、精神障がい各1団体)
(オブザーバー)家庭裁判所、市町村、市町村社協
- 検討内容 ~R3 中核機関整備・地域連携ネットワークの構築に向けたモデルの検討等
- R4~ 方針策定に向けた意見交換
- 方法 集合形式
- 都道府県として行った準備・用意した資料
HP参照(大阪府/大阪府成年後見制度利用促進研究会
<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/kouken/koukenkenkyukai.html>)
- 会議を実施する際に行っている工夫
開かれた場とするため、懇話会として設置し会議を公開開催
資料、議事要旨は大阪府HPで後日公開

24

・人口約878万人
・面積約1905 km²

大阪府の協議会② (全体協議会と個別協議会をタイプ別に実施している例)

※自治体概要(4月1日現在) ・高齢化率27.0% ・中核機関整備率30% ・中核機関整備済+整備見込みあり39%

個別協議会 1

市町村ブロック別意見交換会(R2~)

- 開催頻度 各ブロック年1~2回
- メンバー 市町村、(各市町村の判断で市町村社協)、職能団体、管轄家庭裁判所(オブザーバー参加)
- 検討内容 利用促進に関する情報提供のあと、3~4市町村でのグループ意見交換
- 方法 集合形式
- 都道府県として行った準備・用意した資料
 - ・府内の状況に応じたテーマ設定、市町村への事前質問
 - ・大阪家裁から提供された事件概況(5年分)を市町村ごとに整理し提供
- 会議を実施する際に行っている工夫
 - 各グループに職能団体のファシリテーターを配置
 - (話の中で出た疑問点をその場で聞ける、市町村と職能団体の顔つなぎ)

個別協議会 2

中核機関設置市連絡会(R3~)

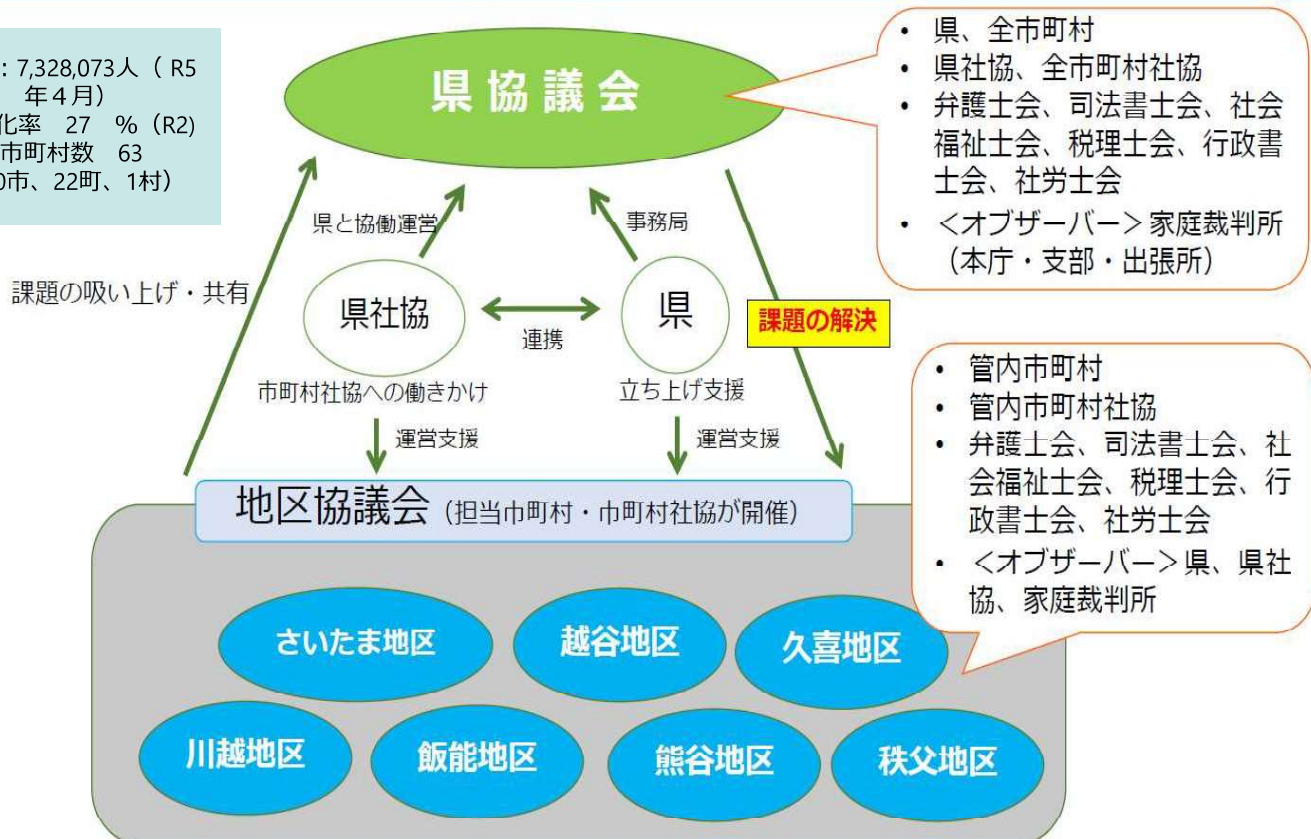
- 開催頻度 年1回
- メンバー 中核機関整備済市町村、整備予定市町村、中核機関受託機関、職能団体、大阪府社協、家庭裁判所(オブザーバー参加)
- 検討内容 取組先行している市町村の事例報告の後、3~4市町村でのグループで整備後の方向性や課題についての情報共有、意見交換
- 方法 集合形式
- 都道府県として行った準備・用意した資料
 - 市町村への事前質問(中核機関イメージ図、機能別の取組状況)
- 会議を実施する際に行っている工夫
 - ・報告資料等を、中核機関の整備を検討する市町村に配布
 - ・各グループに職能団体のファシリテーターを配置
 - (取組の方向性や課題について個別に意見をいただく、職能団体との情報共有)

25

令和5年度第2回都道府県交流会(R5.6.14) 埼玉県地域包括ケア課作成資料より抜粋

埼玉県成年後見制度利用促進協議会

人口：7,328,073人(R5年4月)
高齢化率 27%(R2)
市町村数 63(40市、22町、1村)



26

県協議会

埼玉県成年後見制度利用促進協議会（平成30年度～）

- 開催頻度 年1回（例年5月31日開催）
- メンバー 専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会、行政書士会、税理士会）、埼玉県社協、市町村、市町村社協（オブザーバー：家庭裁判所（本庁・支部・出張所））
- 内容 令和4年度 体制整備（市町村計画策定、中核機関設置等）の促進について
令和5年度 担い手育成と受任者調整について
- 開催方法 オンライン（令和3年度～）

27

地区協議会

埼玉県成年後見制度利用促進地区協議会（平成30年度～）

- 開催頻度 年1回、7地区（例年11月～2月開催）
- メンバー 市町村、市町村社協、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会、行政書士会、税理士会）、（オブザーバー）県、県社協、家庭裁判所
- 内容 令和4年度 基調講演、事例共有など（グループワーク）
令和5年度 未定（担い手の確保・育成について等）
- 開催方法 対面、オンライン方式 予定

28

県協議会・地区協議会の推移（平成29年度～令和4年度）



29

設置当時の苦労など

○関係団体への訪問、説明等

- ・予算が認められず
- ・県と県社協で県協議会、地区協議会のイメージ検討・共有
- ・市町村や市町村社協を協働して訪問・説明
（特に地区協議会の初年度幹事市など）
- ・家庭裁判所、三土業の専門職団体等への説明

○当時の意見や質問内容

- ・設置要綱案について
- ・地区協議会の運営について
- ・市町村と市町村社協の連携について
- ・報酬助成について
- ・各関係団体の相談対応・窓口についてなど

30

1. 高知県の概要

- ・人口 669,287人(R5年5月1日時点)
- ・65歳以上の人口 242,882人(R5年5月1日時点)
- ・高齢化率 36.3%
- ・成年後見制度利用促進計画を策定している市町村数
30市町村／34市町村(R5.4.1時点)(**県内88%**)
- ・中核機関を設置する市町村数
24市町村／34市町村(R5.4.1時点)(**県内71%**)
- ・県内成年後見制度申立件数(うち首長申立)
R元:232件(64件) R2:231件(73件) R3:218件(68件)

31

2. 設置までの経緯

- ・「高知県地域福祉支援計画」において、市町村の成年後見制度の推進を掲げ、地域の実情に応じた地域連携ネットワークづくりを支援してきた。
- ・しかし、市町村では権利擁護支援の必要性が十分に理解されていなかったり、司法専門職等の人的資源の不足などにより、中核機関設置は十分に進んでいなかった。
- ・こうした中、令和3年6月に県社協が弁護士、司法書士、社会福祉士、市町村職員、市町村社協職員で構成する「高知県における権利擁護支援体制整備に向けた広域的支援のあり方検討会」を設置し、権利擁護支援の現状・課題を踏まえた広域的支援のあり方について検討された。
(県はオブザーバーとして参画)
- ・検討会からは、高知県は小規模市町村が多く、市町村単独では体制整備が円滑に進んでいない状況や、市町村が中核機関を設置しても十分な機能を有しているとは限らず、地域の実情に応じたきめ細やかな支援が必要とのことから、広域的な支援体制として、県、専門職団体、関係機関、県社協等の連携による権利擁護後方支援ネットワークの構築が提案された。
- ・これを受けて県では、令和4年3月に「高知県における権利擁護後方支援ネットワークの構築に向けた準備会」を開催し、同年5月には司法と福祉の専門職や関係機関が一体となった「**高知県権利擁護支援ネットワーク**」を設置した。

32

3. 現状の体制

「高知県権利擁護支援ネットワーク」(協議会)

＜構成員＞ 高知弁護士会、高知県司法書士会、高知県社会福祉士会、高知県行政書士会、四国税理士会
 成年後見支援センター、高知家庭裁判所、高知県社会福祉協議会、高知県

＜主な取組＞

① 県域協議会

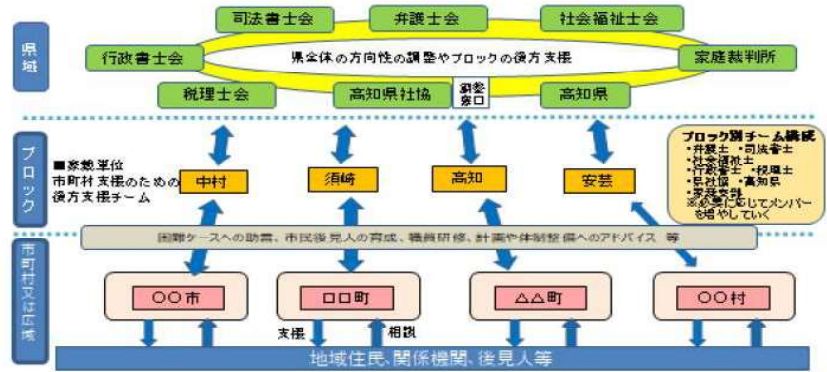
・県全体の課題解決に向けた取組を協議し、市町村支援の方向性やその他必要な協議を行う(令和4年度:年2回開催)

② ブロック協議会

・県内を4ブロックに分け、ブロックごとに状況や課題の把握を行い、管内市町村への後方支援を行う(令和4年度:各ブロックごとに年2回開催)

③ アドバイザーの派遣

・市町村から成年後見利用促進に係る体制整備に関する相談を受けた際には、「体制整備アドバイザー」を派遣し、体制整備を支援
 成年後見制度の利用に係る各個別相談を受けた際には、「専門的支援アドバイザー」を派遣し、市町村の取組を支援



4. 今後の取組

- ① 令和6年度末までに、県内全市町村で成年後見制度利用促進計画の策定と中核機関の設置を完了させる
- ② 市町村の取組を加速させるため、令和5年度からは協議会の開催回数を増やす。またブロック協議会へ市町村の参加を呼びかけ、関係機関との連携強化を図る
- ③ 市民後見人や法人後見実施団体の担い手育成方針の策定に向けた検討を協議会で実施する



3

演習



ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

演習事例

- A県：人口150万人。
- 県内に37市町村（11市、16町、10村）があります。
11市のうち、政令市(1)、中核市(1)。
- 詳細は、別紙を読んでください。
- これまでは家庭裁判所の連絡協議会が開催されてきていたので、県が主催の協議会を開催せずにきていました。
- しかし、第二期計画に「都道府県も協議会を設置する」とされているため、県が主催の協議会を開催することにしました。
- メンバーの案として、県内の市町村職員の担当者、中核機関の職員、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、県の育成会、認知症の人と家族の会の人が上がっています。

市町村の体制整備支援（地域連携ネットワーク、中核機関の整備支援）のために、どのような支援が必要だと考えますか？

考えてみましょう その1

- A市に対して
- B町村部に対して
- その他の市町村に対して

メモ

グループワーク

県としての方針を
グループで検討して
ください。

- (1) 進行者を決めます。
- (2) 記録は各自で取ります。
- (3) それぞれの知見、立場から意見を出し合い方針を検討しましょう。

- A市に対して
- B町村部に対して
- その他の市町村に対して

メモ

全体共有

39

- ・今年度は2回、県協議会（全体）を開催することとしています。
- ・まず第1回協議会に向けて準備をします。

考えてみましょう

その2-①

① どのような議題を検討すべきだと考えますか？

② ①を検討するうえで、どのようなメンバーで協議会を開催したらよいと考えますか？

40

③ どのような資料、データ等があるとよいと考えますか？

考えてみましょう

その2-②

④ 協議会を進行するうえで配慮すべき点、留意すべき点はどのようなことでしょうか？

メモ

グループワーク

県としての方針を
グループで決定して
ください。

全体共有

K-ねつとに寄せられた相談から

Q 協議会のメンバーとして、福祉関係者、医療機関、専門職団体、当事者団体、市民などに参画してもらいたいと考えていますが、どのように話しを進めていったらいいですか。

協議会の目的は、地域において専門職団体や当事者団体等を含む関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組みを構築することにあります。多様な立場の人が参画するため、運営には工夫が必要となります。

例えば、事前に二期計画の理念や協議会の目的などを確認する、専門用語は多用しない、参加者が発言しやすい議題を設定するなど、中核機関と行政担当者が十分に協議して運営にあたるのが有効です。

Q 権利擁護支援ネットワークに金融機関や不動産業者等に参加してもらいたいと考えていますが留意することはありますか。

権利擁護支援ネットワークには、高齢者や障害者に関わる可能性のある様々な関係者に参加してもらうことが有益と考えます。たとえば金融機関は、何度も通帳をなくしたり、窓口で頻りに問い合わせる等の状況から、認知症の可能性のある高齢者を早期に把握するなどの役割が期待されます。

判断能力が不十分な人の生活への理解を深めるために、個人情報を含まない模擬事例を提示し、多様な参加者が一緒に検討する意見交換会を実施している地域もあります。

こうした取組は福祉分野以外の関係者にも地域連携ネットワークへの参画の意義を感じてもらおう上で有効と考えます。

メモ

まとめ